

材木座自治連合会との意見交換会

*場所： 材木座公会堂

*日時： 2026/02/15(日) 10:00

*参加者(材木座)： 梅沢、西澤、菅野、鈴木(順不同、敬称略)

*参加者(由比ガ浜)： 小堀、杉本、向井、藤島、佐藤(順不同、敬称略)

*議題

- ・顔合わせ&自己紹介 1
- ・材木座公会堂はどんな工事をしたか? 2

1、顔合わせ&自己紹介

・由比ガ浜公会堂の改修に伴い、材木座公会堂の改修実績について共有

○材木座公会堂関係者—4名参加

- ・梅沢さん：建築家：テクニカルアドバイザー・総務部長も
- ・西澤会長：中央自治会
- ・菅野会長：寄付などを担当
- ・鈴木さん：中島町の会長だった

○由比ガ浜公会堂関係者—略

・建物は後で見てもらう—2階も見学

2、材木座公会堂はどんな工事をしたか

- ・令和4(2022)年に改修工事をした：スライドがある
- ・NPOセンターで事例発表する、といったときの資料：その時は、防災特集だった
- ・材木座公会堂は、大正7年竣工、外観を損ねることなく改修をした、屋根は瓦だったが、ガルバリウムに変えた
- ・関東大震災でも壊れなかった

*流れ

- ・2016：年耐震強度に大きな懸念が生じる・建て替えプロジェクト発足・よく活用されていた
- ・2018：何をするにも法人化しないと、建物の持ち主がはっきりしないので困る、材木座自治連合会を法人化した・最初は建て替えようと思っていた・大変な文化財であることを尊重して、改修することにした
- ・2019：大規模改修プロジェクト発足
- ・2020：有形文化財登録
- ・2021：耐震診断
- ・2022：工事期間
- ・耐震診断結果：・極めて稀に起こる強い地震(震度6強)では倒壊の恐れあり・白蟻による土台
- ・補強設計の結果：・倒壊しないレベルまで補強可能・2階先行崩壊の対策が必要だった
- ・震度6強の自身の際の傾き角度目標の設定：・木造建築の強度の指標がある・最終的には、要求した傾き角度の補強はできた
- ・耐震補強：・土台交換・主要な4本の柱を補強・など
- ・屋根の吹き替え：・カラー鉄板からガルバリウム鋼板へ・外壁・サイディング剤から杉材へ
- ・吹き抜けにした：・エアコンの効きに懸念はあった(賛否あった)・工賃としてはそちらのほうが

都合が良かった

・使い勝手：・男女兼用で評判が悪かった・女性専用にした・第2トイレも設けた・多機能トイレ
(おむつ交換など)

・バリアフリーの入場：・車椅子が入れるように検討していたが、最終的に勾配が取れなかった・
ウッドデッキ側から入場できるようにした

*TVモニター&Wi-Fi- など要望に合わせて設置

・この状態を長く保つため：・東側北側からの土砂、雨水の床下流入を防いでいる屋根からの雨漏り
りなども対策

・自主作業 (ボランティア)：・案内板の設置・土砂流入防止・玄関靴脱台・木製郵便受け・駐車場
堺の通り抜け防止、竹作、扉・ロールスクリーン、カーテン取り付け・ボ
ルト・ナットカバー・トイレ表示、スイッチ表示・などなど・ボランティ
アのおかげで色々金銭面でも助かった

*費用と資金：・約2,900万円・資金

◇補助金・約半分強・耐震診断設計：500万円 (文化財特別)・補助工事：1,000万円

・各自治会：・630世帯 x 3千円・材木座自治連合会の繰越金：230万円・寄付金：540万
円

・快く寄付いただいた人もいた・領収書も出した

・費用：・耐震診断：670万円・耐震補強工事：1,160万円・その他工事 (使い方改善)：
1,070万円=約2,900万円

・材自連 (材木座自治連合) ニュースと言う冊子もある：・出資説明などを住民の人に伝達したり
した・全戸配布した

・100年後のために何をやったかは残さないといけない：・当時の竣工当時の寄付の記録も残っ
ていたりする

・各世帯3千円は横並びでできたわけではなかった：・揃えようとするとう進行が止まってしまうこ
ともあるので、そこら辺は各自自治体でよしな
にしてもらった

・寄付金は色々議論があった：・領収書はすべての世帯に対して作った

・各町内会の役員で、寄付金を集めた

・金額の多寡ではない、というのを大事にした

・お礼をどうするかを悩んだ：・消極的なお礼に至った・5年間は記録を残しておかないといけない

・貸出はしていない：・有料貸出はまた条件が変わってきている・2階の貸出は禁止にはしている

・登録有形文化財：・登録有形文化財は50年以上・土地所有者の了承が必要

・耐震性が0となると、使っちゃいけない：・耐震性がないということを理解したうえで使っちゃい
けないとしないといけない

・耐震性については、十分満たしていないことを利用規約に書いておいて方が良いかもしれない・関
連

● 安全性に関する章での文例

・当施設は建築年次の関係から、現行の耐震基準を必ずしも満たしていない可能性があります。ご利用にあたっては、施設の構造的特性をご理解のうえ、利用者ご自身の判断と責任において安全確保に努めてください。地震その他の災害発生時には、管理者の指示に従い (避難路を確保し)、速やかに避難してください。

● 免責事項での文例

・当施設の建物は耐震補強が未実施であり、地震等の自然災害に起因する損害について、管理者は一切の責任を負いません。利用者はこの点を了承のうえご利用ください。

● さらに柔らかい表現にしたい場合

・当施設は旧耐震基準で建築されており、最新の耐震性能を備えていない可能性があります。ご利用に際しては、建物の特性をご理解いただき、安全に十分ご配慮ください。

由比ガ浜公会堂のように 1936 年(昭和 11 年)建築・現行建築基準法制定前の建物を貸し出す場合、利用規約に耐震性の注意書きを入れる際には、現代の法的リスクと歴史的建物としての性格の両方を踏まえた「文脈づくり」がとても重要になります。

材木座公会堂

- ・自治町内会名…一般社団法人材木座自治連合会
- ・住所…材木座 4-4-26
- ・問い合わせ先(電話番号:0467-23-3000・内線:2311)地域のつながり課までお問い合わせください
- ・部屋の種類(広さ)…和室(10畳×2)、板の間(10畳)
- ・利用人数…30~60人
- ・利用料…有料

検索：利用可能な公会堂・自治会館 - 鎌倉市